

和歌山IRに関するアドバイザー業務仕様書

1 業務の目的

和歌山県では、和歌山マリーナシティを候補地としてIR誘致実現に向けた取組を進めており、昨年5月には「和歌山県IR基本構想」を、10月にはその改訂版を公表し、本県のIRに対するコンセプトや考え方について示してきたところである。

本業務は、これら構想を踏まえ、今後本県が国からの区域認定を受けるために必要な手続き(実施方針の策定、IR事業者の公募・選定、区域整備計画の作成等)を、一貫して、金融・財務・法務・技術面等の専門知識・ノウハウを活用し業務支援を行うものである。

2 契約期間

契約締結日から2022年3月31日までとする。

3 業務内容

受注者は、別紙②「業務項目」についての調査・検討支援及び定期的な発注者との打合せを行い、報告書を作成すること。

4 委託上限金額

金285,624,000円(消費税及び地方消費税を含む)

5 業務実施上の条件

- (1) 本業務は、下記の3段階に分けて実施することとし、国におけるIR整備法の関連政省令・基本方針等の制定・公表時期やその内容、和歌山県・和歌山市の議会及び政策決定の状況、その他本業務の契約時に予期せぬ状況等によって、その契約期間及び業務工程等を変更し、またこれに伴い委託料の支払い時期等を変更する可能性があるため、応募者はこれを踏まえて本業務の企画提案を行うこと。

なお、発注者はこれに伴う補償は一切行わない。

【業務段階】

第1段階：事業開始から実施方針及び事業者募集要項の作成まで

第2段階：第1段階終了後から事業者の選定まで

第3段階：第2段階終了後から国への区域認定申請まで

- (2) 業務実施にあたっては、円滑な業務の遂行・進捗が図られるよう発注者

と連携を密にするとともに、契約期間及び業務工程等に変更（延長：ただし、2年を超えない）の必要が生じた場合は、発注者の求めに応じ柔軟に対応すること。

なお、発注者はこれに伴う補償は一切行わない。

6 成果品等

(1) 業務完了報告書（各年度ごと）

- ・提出部数10部（A4版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本）
- ・各年度ごとの業務完了後に、報告書を成果物としてとりまとめ提出すること。

(2) その他

- ・各報告書について、電子データ一式（提出媒体：CD-R等）を提出すること。データはMicrosoft office 2010で閲覧可能なものとし、ウィルス対策を実施した上で提出すること。また、再編集可能な状態で納入するとともに、データの修正に制限をかける加工を行わないこと。
- ・内容については発注者と調整の上、提出すること。
- ・成果品提出後に、不備等が発見された場合、受注者の責任において訂正すること

7 業務実施体制について

(1) 各担当者の配置条件

別紙③「各担当者の配置条件について」に基づき、適切に担当者等を配置すること。

(2) 担当者等の名簿、業務実施体制及び業務実施計画の提出

- ・本業務における契約締結後速やかに、又は翌年度以降においては毎年年度当初に速やかに、当該年度の業務実施体制（本業務に従事するすべての担当者等の名簿含む）及び業務実施計画を書面で提出すること。
- ・なお、業務実施体制や担当者等に変更がある場合は、事前に発注者と協議の上、原則として、変更の14日前までに、変更後の業務実施体制（本業務に従事するすべての担当者等の名簿を含む。）を書面で提出すること。

8 業務実施に当たって踏まえるべき事項

(1) 本業務に係る発注者との打合せ

本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、定期的（月3回以上を目安とする。）に発注者と打合せを行うこと。

また、発注者に提出する業務工程表に基づき進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録を作成し、その都度、発注者に提出するものとする。

（2）再委託について

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われるものについては、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

（3）利益相反行為の制限等について

受託者は、IRに関する本業務以外の事業（他自治体が発注する業務や民間事業者が発注する業務等）を受託する場合には、発注者の不利益となる行為は行ってはならない。受託者は本業務に関する契約締結までに、発注者と協議の上、本業務を実施する上での利益相反管理方針を策定し、その承認を受けること。なお、利益相反管理方針には下記事項を記載すること。

- ①利益相反のおそれのある取引の種類
- ②主な取引例及び当該取引の特定のプロセス
- ③利益相反管理の方法（利益相反のおそれのある取引の事前承認プロセスや適正な情報隔離遮断措置の方法等、発注者の利益保護を適正に確保するための具体的措置を含む。）
- ④利益相反管理体制
- ⑤利益相反管理の対象となる会社・人物等の範囲

（4）個人情報保護

委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（5）守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は業務従事後も当該業務に従事していたすべての従事者に遵守させること。また、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

（6）著作物の著作権

本契約により発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払が完了したときをもって和歌山県に譲渡すること。また、受注者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないこと。

(7) 資料等転用の禁止及び適正な管理

本業務に関して和歌山県その他関係機関が提供する一切のデータ、資料等をこの業務以外の目的で利用・複写及び複製しないこと。また、利用が終わった場合には速やかに和歌山県に返還すること。

受注者は、本業務に関して和歌山県その他関係機関から提供を受けた資料等については、紛失等の事故のないように適正に管理すること。

(8) 損害の負担

発注者は、従事者が本業務実施に際して受けたいかなる損害に対しても、その責めを負わないものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰する事由による場合はこの限りではない。

(9) その他

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うこと。

また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議して処理するものとする。